

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	消防局 予防課 予防係	
許 認 可 等 名	防災管理対象物に係る特例認定	
根 拠 法 令	消防法	
根 拠 条 項	第36条第1項において準用する第8条の2の3第1項	
連 絡 先	(電話 656 - 1193)	
審 査 基 準	基 準	<p>防災管理点検報告の特例認定を受ける要件は、消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3第1項の規定によるもの。</p> <p>なお、審査基準の詳細については、消防法施行規則第51条の16及び消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3に定める特例認定に係る運用について(別添)を参考にされたい。</p> <p>申請様式 消防法施行規則第51条の16第2項(別記様式第16号)</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 6～10日(休日を除く)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)